

# 3 公正採用選考について

令和7年度学卒者等人材確保説明会

令和7年5月21日

ハローワーク福島

求人・企画部門

# 3 公正採用選考について



厚生労働省福島労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

事業主の皆様へ

## 就職差別のない 公正な面接の ポイント



公正な採用選考の  
基本的な考え方

募集・採用選考にあたっては、  
応募者の基本的人権を尊重することを基本に

✓ 募集にあたり応募者に広く門戸を開く

求人条件に合致するすべての人が応募できるようにすることが大切です。

✓ 応募者の適性・能力に基づいた基準により採用選考を行う

応募者が、求人職種の職務遂行に必要な適性・能力を持っているかどうかを基準として採用選考を行う必要があります。

### 【説明資料】

## 就職差別のない公正な面接のポイント

### 3 公正採用選考について

公正な採用選考の  
基本的な考え方

募集・採用選考にあたっては、  
応募者の基本的人権を尊重することを基本に

## 就職差別のない 公正な面接の ポイント



公正な採用選考の  
基本的な考え方

募集・採用選考にあたっては、  
応募者の基本的人権を尊重することを基本に

✓ 募集にあたり応募者に広く門戸を開く

求人条件に合致するすべての人が応募できるようにすることが大切です。

✓ 応募者の適性・能力に基づいた基準により採用選考を行う

応募者が、求人職種の職務遂行に必要な適性・能力を持っているかどうかを基準として採用選考を行う必要があります。

#### 日本国憲法第11条（基本的人権）

➤ 侵すことのできない永久の権利

#### 日本国憲法第14条（平等の原則）

➤ 人種、信条、性別、社会的身分、門地によって差別されない

応募者に広く門戸を開く

適正・能力に基づく基準で選考を行う

# 面接時に不適切とされる質問の例

## Q 面接時に不適切な質問をいませんか？

公正採用選考の基本的な考え方を理解しているつもりでも、何気なく不適切な質問をしている例があります。以下は不適切な質問の具体例です。

### 本人に責任のない事柄

本籍住所

- ☐ あなたの本籍地はどこですか。
- ☐ あなたの出身地はどこですか。
- ☐ 今の住所の前はどこに居ましたか。
- ☐ 生まれてからずっと現住所ですか。
- ☐ 自宅付近の略図を書いてください。
- ☐ 自宅付近の目印になるのは何ですか。

家族（資産）の状況

- ☐ あなたの家族はどこに勤めていますか。
- ☐ あなたの家族や親戚で〇〇関係にお勤めの方はいますか。
- ☐ あなたの家族の収入はどれ位ですか。
- ☐ あなたのご両親の学歴は。
- ☐ あなたの学費は誰がだしましたか。
- ☐ あなたの家は持ち家ですか、借家ですか。

…など

### 本来、自由であるもの

思想信条

- ☐ あなたの信条としている言葉は何ですか。
- ☐ 家の宗教は何ですか。何宗ですか。
- ☐ あなたは、神や仏を信じるほうですか。
- ☐ あなたの家庭は、何党を支持していますか。
- ☐ 労働組合をどう思いますか。
- ☐ 政治や政党に関心がありますか。
- ☐ あなたは今の社会をどう思いますか。
- ☐ 尊敬する人物はいますか。
- ☐ 学校の先生の中に尊敬する人はいますか。
- ☐ 自分の生き方についてどう考えていますか。
- ☐ 将来、どんな人になりたいと思いますか。
- ☐ 愛読書や雑誌はどんなものを読みますか。
- ☐ あなたの家では何新聞を読んでいますか。

…など

### 女性（男性）に限定しての質問

- ☐ 結婚、出産しても働き続けられますか。
- ☐ 学生時代は自宅通学でしたか。
- ☐ 何歳ぐらいまで働けますか。
- ☐ 結婚は何歳ぐらいでしたいですか。
- ☐ 今、交際している人はいますか。
- ☐ 結婚の予定はありますか。
- ☐ 男性（女性）ばかりの職種を希望する理由は何ですか。

…など

### 求職者等の個人情報の取扱いについて

職業安定法（第5条の4）では、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で、募集に応じて労働者になるようとする者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨規定しています。また、併せて、法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています。

収集してはならない  
個人情報

- ・人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項（家族の職業、収入、本人の資産等の情報、容姿、スリーサイズ等差別的评价につながる情報）
- ・思想及び信条（人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など）
- ・労働組合への加入状況（労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報）

## 本人に責任のない事柄

☐ あなたの出身地はどこですか。

☐ あなたの家族はどこに勤めていますか。

## 本来、自由であるもの

☐ 尊敬する人物はいますか。

☐ 愛読書や雑誌はどんなものを読みますか。

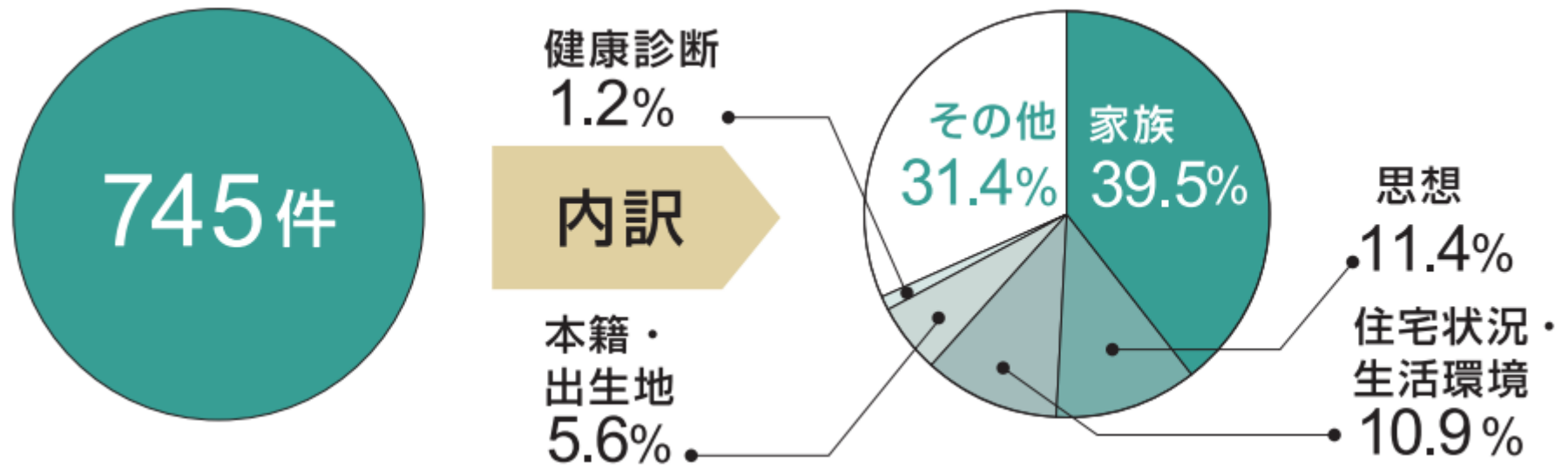
## 女性（男性）に限定しての質問

☐ 今、交際している人はいますか。

☐ 結婚の予定はありますか。

### 3 公正採用選考について

#### 令和5年度にハローワークが把握した 就職差別につながるおそれがある事象



出典：「令和7年度版 公正な採用選考をめざして」

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/assets/pdf/basic/01.pdf>

# 3 公正採用選考について

## 選考にあたってのポイント

- 1 学力試験(学科試験)は求人職種の職務遂行に必要な知識を持っているかどうかを判断するために実施していますか。
- 2 作文は、採用職種の職務遂行の能力を判断する目的で実施していますか。作文のテーマに本人の家庭環境や思想・信条を推測するためのものを課していませんか。「私の生い立ち」「私の家族」「わが家と健康」「尊敬する人物」「最近の新聞を読んで」など、応募者の家庭環境や思想、信条を直接・間接的に書かせる題材は不適当です。
- 3 適性検査を用いる場合、目的に応じた検査を選んだ上で、適性検査の実施や判定、利用には専門知識のある人があたっていますか。検査結果を絶対視したり、うのみにしないようにしましょう。
- 4 身元調査は、本籍や家族状況など本人に責任のないことや、思想・信条など本人の適性・能力とは関係のない事項が把握され、また、収集される情報に風評・予断・偏見が入り込んだ情報が含まれることがあります。それによって採用が左右され、結果として就職差別につながるおそれがあります。
- 5 採用選考時の健康診断は、必要性を慎重に検討し、適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないようにしましょう。必要の場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性をあらかじめ十分に説明した上で実施しましょう。
- 6 特定の方を選考から排除しないこと(人種・民族・信条・年齢・性別・障害の有無などによる差別的マイノリティの方など)。求人条件に合致するすべての人が応募できるようにしましょう。

| 貴社の採用選考のチェックポイントを確認しましょう                        |     |     |
|-------------------------------------------------|-----|-----|
| 1 高卒予定者用の応募用紙(エントリーシート)を提出している                  | はい  | いいえ |
| 2 応募用紙(エントリーシート)に、応募者の家庭環境や思想・信条を推測するための質問項目がある | いいえ | はい  |
| 3 応募用紙(エントリーシート)に、応募者の家庭環境や思想・信条を推測するための質問項目がある | いいえ | はい  |
| 4 応募用紙(エントリーシート)に、応募者の家庭環境や思想・信条を推測するための質問項目がある | いいえ | はい  |
| 5 応募用紙(エントリーシート)に、応募者の家庭環境や思想・信条を推測するための質問項目がある | いいえ | はい  |
| 6 応募用紙(エントリーシート)に、応募者の家庭環境や思想・信条を推測するための質問項目がある | いいえ | はい  |
| 7 面接の実施に先立って、職務遂行に必要な知識や技能の調査項目や評価基準を決めている      | はい  | いいえ |
| 8 面接において、本人が生計・生活・健康・家族状況など本人に責任のない事項が把握される     | いいえ | はい  |
| 9 面接において、人生観・生活・健康・家族状況など本人に責任のない事項が把握される       | いいえ | はい  |
| 10 面接は、応募者の基本的な能力や適性を判断するために実施している              | はい  | いいえ |
| 11 面接は、応募者に対するできるだけの配慮を行っている                    | はい  | いいえ |
| 12 内定者から、戸籍謄本(抄)本等を提出している                       | いいえ | はい  |

✓ チェックポイントの回答の中、1つでも「いいえ」と答えているものがある場合は、採用選考システムを見直していただく必要があります。採用選考システムを見直していただくようお願いいたします。

不適切な採用選考は  
求職者にマイナスイメージを持たせ  
企業価値を大きくそこなうおそれ  
あります



# 3 公正採用選考について



## 県内のハローワーク一覧

(令和7年1月1日現在)

| ハローワーク名          | 所在地                                       | 電話番号         | 管轄区域                                                                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福 島              | 〒960-8589 福島市狐塚17-40                      | 024-534-4121 | 福島市、伊達市、伊達郡                                                                                                                |
| 福島新卒応援<br>ハローワーク | 〒960-8051 福島市菅根田町1-18 MAXふくしま5F           | 024-529-7649 |                                                                                                                            |
| いわき              | 〒970-8026<br>いわき市平字堂根町4-11<br>いわき地方合同庁舎1F | 0246-23-1421 | いわき市(ハローワーク小名浜及び<br>ハローワーク勿来の管轄区域を除く)                                                                                      |
| 小名浜              | 〒971-8111<br>いわき市小名浜大原字穴反田65-3            | 0246-54-6666 | いわき市のうち江名、折戸、中之作、永崎、小名浜、<br>鹿島町、泉町、泉もえぎ台、中部工業団地、渡辺町、<br>洋向台、泉ヶ丘、泉玉露、湘南台、葉山                                                 |
| 勿 来              | 〒974-8212<br>いわき市東田町1-28-3                | 0246-63-3171 | いわき市のうち植田町、中岡町、後田町、仁井田町、<br>高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐藤町、<br>金山町、小浜町、錦町、錦町中央、勿来町、川部町、沼部町、<br>瀬戸町、三沢町、山玉町、山田町、富津町、南台、遠野町、<br>田人町 |
| 会津若松             | 〒965-0877<br>会津若松市西栄町2-23                 | 0242-26-3333 | 会津若松市、大沼郡、耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町、<br>河沼郡                                                                                           |
| 南 会 津            | 〒967-0004<br>南会津郡南会津町田島字行司12              | 0241-62-1101 | 南会津郡                                                                                                                       |
| 喜 多 方            | 〒966-0853<br>喜多方市字千苅8374                  | 0241-22-4111 | 喜多方市、耶麻郡のうち西会津町、北塩原村                                                                                                       |
| 郡 山              | 〒963-8609 郡山市方八町2-1-26                    | 024-942-8609 | 郡山市、田村市、田村郡                                                                                                                |
| 郡山新卒応援<br>ハローワーク | 〒963-8002<br>郡山市駅前2-11-1<br>ビッグアイ・モルティ4F  | 024-927-4633 |                                                                                                                            |
| 白 河              | 〒961-0074<br>白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎1F       | 0248-24-1256 | 白河市、西白河郡、東白川郡                                                                                                              |
| 須 賀 川            | 〒962-0865 須賀川市妙見121-1                     | 0248-76-8609 | 須賀川市、岩瀬郡、石川郡                                                                                                               |
| 相 双              | 〒975-0032<br>南相馬市原町区桜井町1-127              | 0244-24-3531 | 南相馬市、相馬郡のうち飯館村                                                                                                             |
| 相 馬              | 〒976-0042 相馬市中村1-12-1                     | 0244-36-0211 | 相馬市、相馬郡のうち新地町                                                                                                              |
| 富 岡              | 〒979-1111<br>双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1          | 0240-22-5121 | 双葉郡                                                                                                                        |
| 二本 松             | 〒964-0906 二本松市若宮2-162-5                   | 0243-23-0343 | 二本松市、本宮市、安達郡                                                                                                               |

## 「公正採用選考人権啓発推進員」制度について



雇用主が、人権問題について正しい理解と認識のもとに、応募者の適性・能力に基づいた基準による公正な採用選考を行っていただくため、一定の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という)を選任していただいています。

推進員を新たに選任したり変更した場合などは、管轄のハローワークにお知らせください。具体的な手続き等については各管轄ハローワークからお伝えします。

### 推進員の設置基準(福島労働局管内)

- 1 常時雇用する従業員の数が80人以上である事業所
- 2 常時雇用する従業員の数が1人以上である職業紹介事業者及び派遣元事業主の事業所
- 3 常時雇用する従業員の数が80人未満であって次のいずれかに該当する事業所
  - ① 自主的に推進員を設置する事業所
  - ② 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

## 公正採用選考人権啓発推進員設置基準 (福島労働局)

### 推進員の設置基準(福島労働局管内)

1

常時雇用する従業員の数が80人以上である事業所

2

常時雇用する従業員の数が1人以上である職業紹介事業者及び派遣元事業主の事業所

3

常時雇用する従業員の数が80人未満であって次のいずれかに該当する事業所



自主的に推進員を設置する事業所



就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

※ 推進員が人事異動等なった場合は速やかに後任の推進員を選任願います